

石垣市地域創生推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を推進するため、石垣市地域創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、市長からの諮問に応じる。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略に係る事業・取組みの評価・検証等、総合戦略の推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域創生の推進に資する専門的な知見を有する者のうち、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議長は、委員長が務める。

4 推進会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 推進会議に事務局を置き、事務局は、推進会議の庶務を担当する。

2 事務局は、石垣市企画部企画政策課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。